

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行細則をここに公布する。

令和4年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第49号

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和4年名古屋市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総会 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条及び第65条の集会をいう。
- (2) 大規模修繕 マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事をいう。

(管理者等による届出)

第3条 条例第11条の規定による届出は、マンション管理状況届出書（第1号

様式) によって行わなければならない。ただし、同条第 2 項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

2 条例第11条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
- (2) 建物の修繕に関する計画等
- (3) 管理事務の委託状況
- (4) その他市長が必要と認める事項
(条例第12条第 1 項の規則で定める期間)

第 4 条 条例第12条第 1 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(身分証明書)

第 5 条 条例第12条第 4 項 (条例第14条第 2 項において準用する場合を含む。)

に規定する証明書の様式は、身分証明書 (第 2 号様式) とする。

(マンション分譲事業者による届出)

第 6 条 条例第13条の規定による届出は、市長が定める日までにマンション分譲計画届出書 (第 3 号様式) によって行わなければならない。ただし、同条第 2 項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

2 条例第13条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
- (2) 管理組合の運営方法の案
- (3) 建物の修繕に関する計画等の案
- (4) 管理事務の委託予定
- (5) その他市長が必要と認める事項

(勧告)

第 7 条 条例第15条の規定による勧告は、勧告書 (第 4 号様式) により行うものとする。

(公表)

第 8 条 条例第16条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示場に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法

により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の概要

（意見陳述の機会の付与）

第9条 条例第16条第2項の規定による意見の陳述は、名古屋市行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）第3章第3節の規定の例により行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定による届出は、マンション管理状況届出書（第1号様式）によって行わなければならない。

マンション管理状況届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

管理者 管理組合法人の理事 その他
 住 所
 氏 名
 連 絡 先

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第11条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

マンションの概要	名称・棟名称	
	所在地	
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び非住宅
	戸数	戸
	階数	地上 階 / 地下 階
	延べ面積	m ²
	建設された年月	年 月
	駐車場設備の内容	台
管理組合の運営状況	管理形態	
	管理規約	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	総会の開催頻度	<input type="checkbox"/> 年 1 回以上開催している <input type="checkbox"/> 年 1 回開催していない
建物の修繕に関する計画等	長期修繕計画	<input type="checkbox"/> 計画期間 年 作成又は直近の変更の年月 年 月 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画を作成していない
	修繕積立金の額	月額 円 / m ² 計画期間全体での平均額 月額 円 / m ²
	修繕積立金の積立方法	
	管理費と修繕積立金の区分経理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	大規模修繕の実施状況	<input type="checkbox"/> 直近の実施 年 <input type="checkbox"/> 大規模修繕を実施していない
管理事務の委託状況	<input type="checkbox"/> 委託している (連絡先) <input type="checkbox"/> 委託していない	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例 (令和 4 年名古屋市条例第 号) 第12条第 3 項及び第14条第 1 項の規定に よる立入検査をすることができる職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	名古屋市長 印

(裏)

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例 (抜すい)

(管理者等に対する調査)

第12条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定によるもののほか、市長は、マンションの管理の状況等を把握するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該マンションの管理者等に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンションその他その管理組合の運営に係りのある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

4 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

(マンション分譲事業者に対する調査)

第14条 市長は、第 9 条第 1 項に規定する管理規約等の案等の内容を確認するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンション分譲事業者の事務所その他当該特定マンションの分譲に係りのある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

2 第12条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定による立入調査に準用する。

- 備考 1 用紙の大きさは、縦6.0センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

マンション分譲計画届出書		
年 月 日		
(宛先) 名古屋市長		
住 所		
氏 名		
連絡先		
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)		
名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第13条 第1項 第2項 の規定に より、次のとおり届け出ます。		
マンションの概要	名称・棟名称	
	所在地	
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び非住宅
	戸数	戸
	階数	地上 階 / 地下 階
	延べ面積	㎡
	工事完了予定年月日	年 月 日
	分譲予定時期	年 月
建物の管理組合の運営方法及び修繕に関する計画等の案	管理形態	
	管理規約	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	長期修繕計画	<input type="checkbox"/> 計画期間 年 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画の案を作成していない
	修繕積立金の額	月額 円 / ㎡ 計画期間全体での平均額 月額 円 / ㎡
	修繕積立金の積立方法	
	管理費と修繕積立金の区分経理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
管理事務の委託予定	<input type="checkbox"/> 有 (連絡先) <input type="checkbox"/> 無	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 4 号様式

第 号 年 月 日	
勸 告 書	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
名古屋市長 印	
名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第15条 第 1 項 第 2 項 の規 第 3 項	
定により、次のとおり勸告します。	
勸告の内容	
勸告の理由	

注 正当な理由がなく、条例第15条第1項又は第2項の規定による勸告に従わないときは、条例第16条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。